

令和5年度諫早市農業委員会 第9回総会議事録

1 開催日時 令和5年11月28日(火) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (18人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 久本純造

農 業 委 員 1番 久保 繁 2番 牟田 繁 3番 西口雪夫

4番 立森和富 5番 前田貞松 6番 林田芳信

7番 平野和敏 8番 増田真美子 9番 補伽文夫

10番 森田正男 12番 松本秀徳 13番 江崎義明

14番 野田 浩 15番 泉野政則 16番 田淵勇二

18番 増山時子

4 欠席委員 (2人) 11番 中島康範、17番 池田武弘

5 議 案

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件

第5号 農地法第5条の規定による許可処分取消願審議の件

第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第7号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理後の変更承認申請書承認の件

第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第6号 農業用施設届出書受理の件

第7号 農地改良等届出書受理の件

第8号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 諸岡昌史 次長 増山義洋 主任 田中順子
事務職員 中山幸一 事務職員 久間利彦

9 議事

(開会)

議長 これより、「令和5年度 諫早市農業委員会 第9回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会
が成立していることをご報告いたします。なお、11番・中島委員、17番・池田委
員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定
の議事署名人を定めたいと存じます。私に、ご一任いただければ指名したいと思
いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議なしということですので、議事録署名人に、6番・林田芳信委員、1
5番・泉野政則委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際、挙手をし、議長の許可
を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。また、発言は、簡明に、議題外、
又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題
といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 1番、諫早地区、福田町の農地1筆、計237㎡について、農業経営規模拡大を
行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は4,128㎡です。ト
ラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また農業に約35年間従事
され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約3分以内でありますので、機械、労働力、
技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、小野地区、宗方町の農地4筆、計3,323㎡について、農業に精進する
ため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は7,100㎡です。トラクタ
ーやコンバイン等の機械は確保されております。また農業に約10年間従事され、
譲受人宅から申請地までは徒歩で約15分以内でありますので、機械、労働力、技
術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、小野地区、小野島町の農地4筆、計7,076.38㎡について、農業経営
規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は25,080.38
㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業
をされています。また農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で
約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われ
ます。

4番、有喜地区、早見町の農地2筆、計1,025㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,794㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

5番、本野地区、湯野尾町の農地3筆、計1,383㎡について、農業に精進するため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は1,383㎡です。軽トラックや耕うん機等の機械は所有されております。また農業に約18年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

6番、長田地区、長田町の農地2筆、計1,124㎡について、農業に精進するため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は1,124㎡です。軽トラックや管理機等の機械は所有されております。また農業に約60年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

7番、長田地区、白浜町の農地5筆、計1,627.88㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は16,812.88㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

8番、高来地区、高来町三部壱の農地1筆、計150㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は5,420㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

9番、高来地区、高来町里の農地1筆、計642㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は6,121㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約35年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

10番、高来地区高来町里、高来町法川、高来町小峰の農地3筆、計5,610㎡について、農業に精進するため贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は10,571㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

11番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、572㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は28,825㎡です。農地

所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや田植え機等の機械も所有されております。また農作業をする役員の数も経験も十分あると思われ、会社から申請地までは車で約10分です。機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われ。

1番から4番は、営農型太陽光に関する案件ですので、議案第3号の11番と併せて説明します。以上です。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通しキャベツ、ナス、そら豆等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し馬鈴薯、人参、生姜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、5番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通しカボチャ、小松菜等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議長 5番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 5番の譲受人さんの耕作面積が0.00㎡となっていますがこれはどういうことでしょうか。

事務局 こちらの譲受人さんは、譲渡人さんから家を18年間借りてらっしゃって、その横の農地を18年間耕作されております。去年までは、下限面積の関係で、譲受人さんが取得できませんでしたが、今回、下限面積が撤廃されたことと、18年間も耕作されてきた実績があるということで、地区の委員さんに相談されまして、このように上がってきております。

議長 次に、6番と7番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し馬鈴薯、キャベツ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し水稻、玉ねぎ、蕎麦を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 6番と7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番から11番まで高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、ハウレン草や大根を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し水稻、白菜、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご異議をお願いします。

11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 8番から11番について、なにかご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番から11番は申請どおり許可することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、8番から11番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次の、12番から14番につきましては、営農型太陽光発電に係る案件でございます。他にも関連がございますので議案第3号農地法第5条の審議の際に併せて行います。

(議案第2号) それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 1番、鶴田町の畑1筆24㎡の農地を道路用地とする申請で、追認となるものです。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、平成21年4月頃、里道が風化し崩れていく状況であったため、里道を整備する際に道路用地としたものです。なお、通常は、非農地の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である場合に追認としますが、今回は、悪質性がなく、かつ周辺農地の営農への支障がないものですので、簡易手続相当の違反案件の基準に該当します。現状のまま利用するため被害の恐れはなく、雨水については、自然流下で水路へ接続します。隣接する農地は自己所有地であり、既に設置されておりますので追加の資金はありません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで顛末書の提出がっております。

2番、森山町杉谷の田畑3筆と隣接の宅地、雑種地を合わせまして合計704㎡について、貸店舗用地とする申請です。追認の申請となるものです。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、諫早東高校駅からおおむね300m以内にある農地ですので、第3種農地に該当しております。本件についてですが、昭和58年頃から貸店舗用地として利用しているものです。今後も現状のまま利用するため被害の恐れはなく、雨水については、隣接する水路へ放流し、污水についてはくみ取り、生活雑排水は溜桝です。隣接する農地はなく、既に設置されておりますので追加の資金はありません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで顛末書の提出がっております。以上です。

議長 事務局から説明がありましたので、1番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、道路用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(質疑) (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番については申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、貸店舗用地に転用することについて適正であると思われる。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(質疑) (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番については申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 1番、本明町の畑1筆210㎡の農地を住宅用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。造成は行わず現状のまま利用します。雨水は隣接する水路へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は無く、資金については融資証明書及び通帳の写しで確認しております。都市計画法第43条第1項開発許可申請中です。

2番、平山町の畑3筆779㎡の農地を残土仮置き場用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は賃貸借権設定、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、開発工事に伴う残土を一時的に仮置きするための一時転用となります。造成は行わず現状のまま利用し、搬入残土の高さは2mとし1,000㎡を予定しております。全体をブルーシートで覆い、杭で固定し雨水等での土砂の流出を防ぎます。雨水は水路へ放流し、汚水は発生いたしません。隣接する農地は無く、資金については通帳で確認しております。

3番、有喜町の畑1筆912㎡の農地を駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は医療法人の資産管理会社であり、老朽化した病院、介護老人保健施設を廃止し、病院と介護老人保健施設が一体となった施設を新設することにより、従業員用の駐車場が不足するため、今回整備を行うものです。土地の造成は、切土を最高0.8m施し、擁壁工事を行い土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については自然流下とし、敷地内にU字溝を施工します。汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報

告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。都市計画法第29条第1項開発許可申請中です。

4番、中通町の畑2筆と隣接する宅地の一部を合わせまして合計1420.09㎡について、事業所用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているため、第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当しております。申請者は自動車整備業を営んでおり、現在借用し自動車修理工場として利用している土地を返還しなければならないため、その代替地として今回整備を行うものです。土地の造成については、盛土を最高1.44m、切土を最高0.59m施し、擁壁を設置し土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については溜桝を設置し、既存の水路へ放流します。汚水については油水分離層から、生活雑排水については合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。諫早市環境保全条例事前協議済みです。

5番、下大渡野町の田2筆1,841㎡の農地を資材置場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は建設業を営んでおり、現在借用している貝津町の土地を返還しなければならないため、その代替地として今回整備を行うものです。現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については、自然流下とし、汚水については、発生いたしません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。なお、地区別協議会で質問がありました、前面の道路の使用については、所有者である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構と通行においては協議済みであり、今後は、農道として移管するよう、農地保全課と協議中とのことです。

6番、中田町の田1筆47㎡について、通路用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地ですので第1種農地となり原則不許可ですが、農業用施設となりますので不許可の例外に該当します。申請地ですが、西側の自己農地への通路が2mと狭いため拡幅をするものです。盛土を最高0.3m施しアスファルト舗装を施し、土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については、自然流下とします。隣接する北側の農地より約1.5m低いため被害の恐れはありません。資金については、領収証及び残高証明書で確認しております。

7番、長田町の畑1筆459㎡の農地を住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、長田出張所からおおむね300m以内にある農地ですので、第3種農地に該当しております。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく現状のまま利用するので、隣接地に被害を及ぼす恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条第1項開

発許可申請中です。

8番、森山町唐比北の畑1筆1, 028㎡の農地を駐車場用地とする転用申請です。契約内容は貸借権設定、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者は建設業を営んでおり、これまで駐車場として利用していた土地にモデルハウスを建設したことにより駐車場が不足することとなったため、今回整備するものです。土地の造成はなく現状のまま利用するので、隣接地に被害を及ぼす恐れはありません。雨水排水については自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地はなく、資金について通帳で確認しております。

9番と10番は申請者が同一の案件です。申請地の間に法定外の水路用地が入っていたため分けて申請がされております。森山町下井牟田の現況地目畑の農地2筆について、駐車場用地と住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地立地基準については、水道・下水道管の2管が通る道路に接し、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設がある農地ですので、第3種農地に該当しております。申請地ですが木造2階建ての住宅と駐車場2台分を整備する計画です。造成は無く現状のまま利用し、周囲に擁壁を設けるため被害発生の恐れはありません。雨水については道路側溝へ接続し、汚水・生活雑排水は下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議報告者が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

11番の営農型太陽光発電施設に関する申請について説明いたします。なお、関連がありますので議案第1号の12番から14番、議案第3号11番及び議案第6号の16番から18番を併せて説明いたします。

まず、農地転用について説明します。議案の8ページ議案第3号11番をご覧ください。

本件は、飯盛町後田の畑5筆合計3, 532㎡のうち、太陽光パネルの支柱部分の1, 45㎡について、営農型太陽光発電施設用地とする一時転用の申請です。パネルを760枚設置し、下部の農地にハナシバを643本栽培するものです。売電単価は12円となっております。契約内容は賃貸借権設定、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地ですので第1種農地に該当し原則不許可となりますが、一時転用であるので例外的に農地転用が可能となります。一時転用許可は通常3年が上限となりますが、今回は営農する営農者が認定農業者の資格を有していることから、10年の許可が可能となります。造成は行わず現状のまま利用します。雨水については自然流下で道路側溝へ放流します。隣接農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。営農計画ですが、4年目からの一部出荷を予定し、6年目から全出荷の計画となっております。

続きまして、3ページ議案第1号12番から14番をご覧ください。先ほどの農地転用に係る農地の上部を使用するための区分地上権の設定を行うものです。区分地上権については、農地法第3条第2項の「民法第269条の2第1項の地上権又

はこれと内容を同じくするその他の権利の設定」に該当するため、問題はないと思われま

す。次に、15ページ議案第6号16番から18番をご覧ください。下部で営農を行う営農者が農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、ハナシバの生産を主体に経営されております。権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしています。

以上で営農型太陽光発電施設に関する議案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書8ページの12番から説明させていただきます。

12番、飯盛町古場の田2筆1908㎡の農地を駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は建設会社の役員であり、今回、自身が経営する建設会社が利用する駐車場を整備するものです。事業拡大と現在の資材置場と駐車場の配置見直しのため、新たに駐車場を整備するものです。土地の造成については、盛土を最高0.15m施し、土留め工事を行い土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については自然流下とし汚水については発生しません。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しています。

13番、高来町三部壺の畑4筆487.28㎡の農地を住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農業振興地域外です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、高来支所からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当しております。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。造成計画ですが盛土を最高0.5m施し、コンクリート舗装を行うため土砂等の流出はありません。雨水は西側の道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は無く、資金については融資証明書で確認しております。

14番、高来町三部壺の畑1筆86㎡の農地を駐車場用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農業振興地域外です。契約内容は所有権移転の贈与、農地の立地基準については、高来支所からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当しております。申請者は県外在住ですが、住宅の管理のため定期的に帰省されており、他の家族等が来た時に駐車できるように今回整備するものです。造成計画ですが盛土を最高0.3m施し、砂利敷きを行い土砂等の流出が無いようにいたします。雨水は自然流下とします。隣接する農地は無く、資金については通帳の写しで確認しております。

15番、高来町里の畑1筆163㎡の農地を併用地と併せ住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の贈与、農地の立地基準については、湯江駅からおおむね500m以内にある農地ですので第2種農地に該当しております。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。造成計画ですが盛土を最高0.5m施し、周囲をコンクリート擁壁で囲むため土砂等の流出はありません。雨水は南側の道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水

道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しております。

16番、高来町小峰の畑1筆1612㎡の農地を事業所用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は、個人で金属リサイクル事業を新規で行うため事業所用地として整備するものです。利用方法としては、金属回収品の選別・一時保管として利用します。造成計画ですが現状のまま利用します。表土を固め砂利敷きとするため土砂等の流出はありません。雨水は自然流下とし道路側溝へ放流します。汚水は仮設のトイレを置き汲み取りとします。隣接する農地は無く、資金については通帳の写しで確認しております。以上となります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、残土仮置き場用地に一時転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、3番と4番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、事業所用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。

- 議 長 (「なし」と言う者あり)
 ご質問がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
 ご異議がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、5番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
 議 長 (「なし」と言う者あり)
 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
 委員 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
 長 次に、6番と7番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、通路用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 6番と7番について、何かご質問はありませんか。
 議 長 (「なし」と言う者あり)
 議 長 ご質問がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
 議 長 ご異議がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番から10番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
 9番と10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地及び住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 8番から10番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

- 議 長 ご質問がないようですので、8番から10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、8番から10番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次の、11番は営農型太陽光発電に係るものでございます。関連がありますので議案第1号、農地法第3条の12番から14番、議案第6号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の16番から18番と併せて、一括して審議をいたします。
- 議 長 それでは、飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 議案第1号の12から14番及び議案第3号11番、議案第6号の16から18番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、申請地において年間を通し、ハナシバを栽培されると見込まれます。区分地上権設定においては、周辺農地等に係る営農条件に支障を生じさせる恐れはないと思われ、今後は毎年の利用状況調査で作物の生育状況と営農状況を確認することになりますので、地区協議会でも問題ないとの意見でした。また、一時転用においては、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して営農型太陽光発電施設用地として転用することについて適正であると思われれます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 議案第1号の12番から14番、議案第3号の11番、議案第6号の16番から18番について、何かご質問はありませんか。
- 委 員 議案第3号の11番について質問します。借受人と実際に営農される方が違うのはどういうことでしょうか。
- 事 務 局 事務局から説明させていただきます。営農型太陽光発電につきましては、議案第3号の5条は、転用者ということになりまして、太陽光パネルを設置する人が借受人となりまして、そこで農地として営農する人が営農者となっております。実際、農地を借りる契約というのは、議案第6号農業経営基盤強化促進法の方で土地を借りるということになります。議案第1号の3条の分は、農地の上にパネルを設置する、その区分地上権の設定をするのが借受人となります。つまり、上空の権利は借受人となりまして、農地の権利は営農者となります。
- 委 員 営農者さんは、認定農業者をとってらっしゃるんですか。
- 事 務 局 営農者さんが認定農業者です。
- 委 員 今後このようなことがあるのでしょうか。
- 事 務 局 事務局としましても、借受人に話を聞いたところ、以前から太陽光発電について積極的にやっているという説明を受けまして、今回、営農者の方から話があって参入されたとのことでしたので、今後も可能性はあると思います。
- 委 員 その場合、売電の収益はどのようになるのでしょうか。
- 事 務 局 売電の収益は、借受人にいきます。経済産業省に売電の契約をされているのは借受人です。営農者は、そこで営農をしてハナシバの出荷とパネルの管理料をもらうという契約になっております。

委員 営農型太陽光発電という名目なので、まずはじめに営農するというのが転用する条件となると思っていましたので、営農者が認定農業者をとってらっしゃって、営農をするから太陽光発電事業の許可を求められてると思ってました。でも、上空は借受人に、土地は営農者に権利があるということですが、それは法的に問題はないのでしょうか。

事務局 営農型太陽光発電がはじまったきっかけというのが、そこで営農されてるかたたちが、太陽光パネルを設置されて少しでも収入の足しにならないかということで始まったものですが、国として、太陽光の設置を進めたいということで、他市においても、企業が参入して太陽光パネルを設置して、その下は農業者に作ってもらうというような営農型発電というのが増えてきておりました、国もそれは認めております。

委員 このような案件は、これから増えてくると思います。ただ、支柱の部分だけが一時転用ですから、営農型となっている以上は、営農が確立しているかということ、利用状況調査等で確認していく必要があります。そこで、営農が成立していないということになれば、農業委員会としては、指導をしていくことになっていくと思います。他県でのケースも注視しながら、見守っていく必要があると思います。

議長 他に、ご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、議案第1号の12番から14番、議案第3号の11番、議案第6号の16番から18番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、議案第1号の12番から14番、議案第3号の11番、議案第6号の16番から18番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、12番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われる。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 12番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、12番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、13番から16番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われる。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 14番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、

土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われる。ご審議のほどよろしくお願いします。

15番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われる。ご審議のほどよろしくお願いします。

16番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、事業所用地に転用することについて適正であると思われる。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 13番から16番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、13番から16番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、13番から16番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 16番の譲受人については、自分たちの会社を売るということでしょうか。
事 務 局 そういった話は今のところ聞いておりません。

事 務 局 そのような話は聞いておりませんが、規模縮小をされてるのではないかと思います。所有地を減らしてるのではないかと思います。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 1番、多良見町化屋の畑2, 630㎡のうち610㎡の農地について、令和5年1月27日付、第1313-1号で資材倉庫用地として一時転用で許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。今回、工期が延長されたことにより一時転用期間の変更となる計画変更承認申請となります。理由といたしましては、発注者より減濁水対策工事の作業追加のため、工期が延長され、一時転用期間を令和6年6月30日までとする計画変更承認申請となります。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議はありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第5号) 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 1番、高来地区高来町船津の田3筆合計1,522㎡のうち0.38㎡を営農型太陽光発電施設用地とする賃貸借権設定の許可申請があり、令和5年4月10日付けで許可をした件ですが、計画を見直す必要が出てきたため、今回許可処分の取消願が提出されております。

- 議 長 1 番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1 番は申請どおり許可することにご異議はありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 (議案第 6 号) ご異議がないようですので、1 番は、申請どおり許可することに決定いたします。次に、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。
- 事 務 局 1 番、諫早地区、福田町の農地 1 筆 6 6 1 m²、について農業経営規模拡大を行うため、使用貸借 1 0 年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、イチゴの生産を主体に経営されています。
- 2 番と 3 番は借受人が同一の案件です。
- 2 番、小野地区、赤崎町の農地 2 筆、2, 6 8 3 m²
- 3 番、小野地区、小野島町の農地 8 筆 9, 6 1 8 m²
- 計 1 2, 3 0 1 m²について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借 1 0 年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。
- 4 番、有喜地区、天神町の農地 2 筆 2, 3 4 3 m²、について引き続き農業経営を行うため、賃貸借 1 0 年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、大根、人参の生産を主体に経営されています。
- 5 番、長田地区、西里町の農地 4 筆 2, 8 5 8 m²、について引き続き農業経営を行うため、賃貸借 6 年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、電照菊の生産を主体に経営されています。
- 6 番から 1 0 番は借受人が同一の案件です。
- 6 番、長田地区、西里町の農地 2 筆、2, 7 9 8 m²
- 7 番、長田地区、小豆崎町の農地 2 筆、4, 6 4 6 m²
- 8 番、長田地区、小豆崎町の農地 2 筆、2, 2 5 2 m²
- 9 番、長田地区、小豆崎町の農地 1 筆、1, 8 2 4 m²
- 1 0 番、長田地区、小豆崎町の農地 3 筆、2, 3 3 6 m²
- 計 1 3, 8 5 6 m²について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借 2 0 年及び 1 0 年及び 6 年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、キクイモの生産を主体に経営されています。
- 1 1 番、森山地区、森山町本村の農地 2 筆 3, 7 6 5 m²、について引き続き農業経営を行うため、賃貸借 1 0 年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。
- 1 2 番、森山地区、森山町本村の農地 1 1 筆 7, 7 1 2. 5 1 m²、について引き続き農業経営を行うため、賃貸借 1 0 年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。
- 1 3 番、森山地区、森山町上井牟田の農地 3 筆 1, 5 0 0 m²、について引き続き農業経営を行うため、賃貸借 1 0 年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、

水稻、麦、大豆、蕎麦の生産を主体に経営されています。

14番、森山地区、森山町下井牟田の農地3筆 1, 500㎡、について引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆、蕎麦の生産を主体に経営されています。

15番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆 1, 298㎡、について引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

16番から18番は先ほど審議していただいた案件です。

続きまして、19番から23番は借受人が同一の案件です。

19番、高来地区、高来町泉の農地3筆、4, 212㎡

20番、高来地区、高来町泉の農地1筆、1, 065㎡

21番、高来地区、高来町泉の農地2筆、3, 103㎡

22番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2, 087㎡

23番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2, 157㎡

計12, 624㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年、期間借地10月～5月で借り入れる新規の申出です。申出人は、ブロッコリー、馬鈴薯、レタス、スイートコーンの生産を主体に経営されています。

24番から34番は借受人が同一の案件です。

24番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、1, 017㎡

25番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、1, 052㎡

26番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、1, 500㎡

27番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2, 645㎡

28番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2, 024㎡

29番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、3, 027㎡

30番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、1, 779㎡

31番、高来地区、高来町金崎の農地3筆、4, 229㎡

32番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2, 084㎡

33番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、1, 038㎡

34番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、2, 431㎡

計22, 826㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年、期間借地10月～5月で借り入れる新規の申出です。申出人は、ブロッコリー、レタス、トマトの生産を主体に経営されています。

35番、高来地区、高来町金崎の農地1筆 2, 052㎡、について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

36番、高来地区、高来町折山の農地1筆 1, 856㎡について引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、アスパラ、ブドウの生産を主体に経営されています。

37番、小長井地区、小長井町古場、小長井町遠竹の農地2筆 17, 118㎡に

ついて引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、季節野菜、露地野菜の生産を主体に経営されています。

38番、森山地区、森山町下井牟田の農地5筆5, 212㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

39番、森山地区、森山町下井牟田の農地6筆730㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

40番、高来地区、高来町泉の農地1筆2, 089㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、玉ねぎ、蕎麦、馬鈴薯、ふきのとうの生産を主体に経営されています。

以上、1番から40番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番から36番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から36番は申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から36番は、申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の、37番は、18番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、18番委員の退席を求めます。

(18番委員退席)

議 長 37番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、37番は申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、37番は、申出どおり許可することに決定いたします。

18番委員の入場を求めます。

(18番委員・入場→着席)

議 長 次に、38番から40番について、何かご質問はありませんか。

委 員 34番についてですが、期間借地10月～5月とありますが、この期間だけで借り入れるというのはどういうことでしょうか。

事 務 局 いわゆる裏作のことをごさまして、逆に5月から10月は水稻を耕作されておまして、水稻を耕作しない期間は、借人さんが作られております。

委員 わかりました。
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、38番から40番は申出どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、38番から40番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第7号) 次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 1番と2番は借受人が同一の案件です。
 1番、小野地区宗方町の農地1筆、3,349㎡
 2番、小野地区長野町、宗方町の農地5筆3,453㎡
計6,802㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。
 3番、小野地区小野島町の農地2筆、6,133㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。
 4番、小野地区小野島町の農地1筆、4,106㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、アスパラガスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。
 5番と6番は借受人が同一の案件です。
 5番、小野地区小野島町の農地1筆、5,658㎡
 6番、小野地区小野島町の農地2筆、5,776㎡
計11,434㎡を賃貸借10年及び使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。
 7番、小野地区小野島町の農地2筆、914㎡を使用貸借20年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。
 8番と9番は借受人が同一の案件です。
 8番、小野地区小野島町の農地2筆、7,060㎡
 9番、小野地区小野島町の農地7筆、22,392㎡
計29,452㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。
 10番と11番は借受人が同一の案件です。
 10番、小野地区小野島町の農地1筆、1,005㎡

11番、小野地区小野島町の農地2筆、6,621㎡

計7,626㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

12番から15番は借受人が同一の案件です。

12番、小野地区赤崎町の農地3筆、1,944㎡

13番、小野地区赤崎町の農地1筆、1,058㎡

14番、小野地区赤崎町の農地1筆、967㎡

15番、小野地区赤崎町の農地5筆、2,416㎡

計6,385㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、アスパラガス、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

16番、小野地区川内町の農地2筆、2,493㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

17番、長田地区小豆崎町の農地4筆、2,611㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

18番、森山地区森山町田尻の農地2筆、2,868.78㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

19番、森山地区森山町本村、森山町田尻の農地3筆、2,997.50㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

20番、飯盛地区飯盛町後田の農地4筆、6,765㎡を貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

21番、高来地区高来町汲水の農地1筆、2,192㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリー、レタス、トマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

22番、小長井地区小長井町井崎の農地1筆、624㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、イチゴの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用に繋がります。

23番、小長井地区小長井町川内の農地4筆、7,389㎡を使用貸借10年で

新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第7号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。

24番、既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区宗方町の農地3筆、2,705㎡について、24番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である4年4か月となっています。

25番、既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている長田地区中田町の農地1筆、791㎡について、25番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、キュウリ、水稻の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である4年4か月となっています。

以上、第7号議案の1番から25番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められます。また、1番から25番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものです。以上となります。

議 長 議案第7号の1番から17番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から17番は「意見なし」とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から17番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次の、18番は、14番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、14番委員の退席を求めます。

(18番委員退席)

議 長 18番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、18番は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、18番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

18番委員の入場を求めます。

(18番委員・入場→着席)

議長 次の19番から25番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、19番から25番は「意見なし」とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、19番から25番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

議長 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早・小野・長田地区から1件、小栗地区から3件、高来地区から1件、合計5件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小野地区から1件、小江干拓から2件、合計3件の通知が出ています。解約理由としましては、1件が耕作者を変更するため、2件が都合により耕作できなくなったため、となっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、福田町の田3筆446㎡を駐車場用地とする届出です。

2番、貝津町の畑2筆380㎡を住宅用地とする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理後の変更承認申請書承認の件」につきましてご報告いたします。

1番、多良見町木床の畑1筆329㎡について、令和4年12月14日付けで住宅用地にするとの届出があり報告しておりましたが、今回、近隣に駐車場が不足しているため、転用目的を駐車場用地に変更するとの変更申請がありましたので報告いたします。

報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、原口町の畑1筆451㎡を住宅用地とする売買の届出です。

2番、野中町の畑1筆471㎡を住宅用地とする売買の届出です。

3番、福田町の田1筆511㎡を住宅用地とする売買の届出です。

4番、宗方町の田1筆372㎡を貸駐車場用地とする贈与の届出です。

5番、真崎町の畑1筆17㎡を道路用地とする売買の届出です。

報告第6号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、高来町小船津の畑1筆85㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

報告第7号「農地改良等届書受理の件」についてご報告いたします。

1番、飯盛町開の田1筆2,469㎡を、排水が悪いため客土を入れ嵩上げし、生産性を向上させるため農地改良を行うものとなっております。改良後は、じゃがいもを作付する予定です。

2番、飯盛町山口の畑1筆1, 651㎡を、雨水により耕土が流出したため、補充するため農地改良を行うものとなっております。改良後は、じゃがいもを作付する予定です。

3番、飯盛町上原の畑1筆1, 189㎡を、土留めと水路を整備し耕土を補充するため農地改良を行うものとなっております。改良後は、じゃがいもを作付する予定です。

報告第8号「非農地通知申出書受理の件」について報告いたします。
諫早地区から1件、小栗地区から1件、高来地区から1件の合計3件出ております。
以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いします。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

議長 お諮りします。議決された案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に一任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果を報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	14件。
議案第2号	農地法第4条許可	2件。
議案第3号	農地法第5条許可	16件。
議案第4号	農地法第5条許可後の計画変更承認	1件。
議案第5号	農地法第5条許可処分取消願	1件。
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	40件。
議案第7号	農地中間理事業に係る農用地利用集積等促進計画	25件。

以上、審議件数は、全部で99件でございました。以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。委員さん方から何かご質問はありませんか。

委員 地区で果樹を作っておりまして、その採集者を農協が中心となって雇用してもらうのですが、その際、簡易トイレがないと、女性の採取者の方が見つからない状況です。採取地が点在しているため、簡易トイレの設置が難しいので、イノシシのフェンスのように補助がないかなど、他の地区ではどのようにされているかなど教えていただけたらと思います。

委員 簡易トイレを軽トラックに載せて移動されているケースもあります。

事務局 確認してみますが、リースの補助はなかったと思います。今後、補助ができないかなど、要望していくことも必要になってくるかと思っております。

議長 他に、質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項はありませんか。
事 務 局 (事務連絡)
議 長 それでは、これをもちまして、令和5年度諫早市農業委員会第9回総会を閉会いた
 します。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____